

調査結果②について
～ 記述式による回答 ～

中核機関の役割	ニーズ調査による内容(困りごとや要望)	回答した団体
広報機能	●行政職員(窓口)がまず制度を正しく理解し説明できるようにしてほしい。	居宅介護支援事業所
	●支援機関(介護福祉サービス事業所等)の普及啓発が不足している。	居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム
	●本人・家族用、支援者用等、対象に合わせた制度説明のパンフレット等媒体が欲しい。	全団体
	●制度について、以下周知してほしい。 ・地域住民が関係機関への相談に踏み切る適切なタイミングについて ・後見人等のできること、できないこと	全団体
	●トラブル対応用 Q&A を作成してほしい。	地域包括支援センター 指定特定相談支援事業所
	●地域住民に対する出前講座をしてほしい。	障害者共同生活援助施設 障害者施設入所支援施設
	●関係機関に期待される役割を知ってもらう研修をしてほしい。	地域包括支援センター
	●判断能力が低下した本人やその家族、財産等、成年後見制度に限らず状況にあわせた適切な支援が相談できること。	基幹相談支援センター
相談機能	●自宅訪問により本人や家族等に説明をする仕組みづくり	居宅介護支援事業所
	●後見等開始の審判申立てに関すること(以下ニーズ調査にあったもの) ・資力のない方の申立て支援の方法 ・親亡き後の対策として利用が適切なのかどうか	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所 特別養護老人ホーム 障害者相談支援事業所 障害者基幹相談支援センター
	●後見等開始の審判申立てから成年後見人等の就任までの金銭管理を誰が行うか、行えるのか	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
	●本人や家族等の理解が得られる制度説明の方法	地域包括支援センター 金融機関
	●関係機関の連携の調整	障害関係施設を除く全団体
	●施設等が職務に含まれないこと(主には治療・手術の同意)を求められたときの対応	特別養護老人ホーム

	●入院時の荷づくりや緊急連絡先、身元引受人となること等、家族の役割を求められたときの対応	居宅介護支援事業所
	●死亡後の身元引受、葬祭、埋葬、遺産処理等の対応について	居宅介護支援事業所 指定特定相談支援事業所 など
	●被後見人等に全く会わない後見人等がいたり、頻繁に訪問し支援に前向きな後見人等がいたり、後見人等によって対応が異なる。(再掲あり)	特別養護老人ホーム 認知症対応型共同生活介護
受任調整機能 (マッチング機能)	●家族が本人の世話等をしていても、後見人等に弁護士が選任されることがあり、現状とあっていないと感ずることがある。	介護療養型施設
	●被後見人等に全く会わない後見人等がいたり、頻繁に訪問し支援に前向きな後見人等がいたり、後見人等によって対応が異なる。(再掲)	特別養護老人ホーム 認知症対応型共同生活介護
後見人支援機能	●本人の意に反して行動する専門職後見人等に対し、役所や裁判所が監視または監査的に確認してほしい。	居宅介護支援事業所
	●後見人等が決まっても、被後見人の納得が得られず支援の移行が進まなかった。	地域包括支援センター
	●後見人が家族ともめて、双方が被後見人が入所している施設に仲介を求めてきた。	介護老人保健施設
	●後見人の職務に含まれないこと(主には治療・手術の同意)を求められたときの対応	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所、
	●後見人等が入院時の荷づくりや緊急連絡先、身元引受人となること等、後見人等の役割以上のことを求められたときの対応	地域包括支援センター 居宅介護支援事業所
その他意見	●後見人等が選任されても、身元保証や医療同意ができない等、できることとできないことがあって支援の切れ目が生じる等、個別課題に柔軟に対応できる制度、後見人の業務であってほしい。	地域包括支援センター 金融機関を除く全団体
	●申立てをするまでに時間を要するため、必要だと思ったときにいざ利用できない。	障害関係施設、金融機関を除く 全団体

(記述式) アンケート結果まとめ

- ・ 本市における中核機関に求められる機能を整理するために、回答を四つの機能別に分類した結果、「広報機能」と「相談機能」に対応するものが非常に多かった。
- ・ 制度の利用者のみならず、支援機関等職員に対して、制度の基本的な概要や後見人等に求められる役割の周知を行うことで、支援者として正しく制度を認識してもらう必要がある。
- ・ 適切な後見人等を推薦する仕組みづくりや、制度の利用者が制度を必要とするときにすぐに利用できるよう、専門職団体を含めた関係機関で連携し体制を整備していかなければならない。